平成２４年（フ）第８１１号
東京都府中市住吉町３丁目34番地の17赤坂マンション201
債務者　金子　春光
1　決定年月日時　平成24年12月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年３月８日まで
5　免責審尋期日　平成25年３月８日午前11時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２４年（フ）第４６号
熊本県山鹿市鹿本町来民2320番地　市住２―２鬼丸団地
債務者　古家小夜子
1　決定年月日時　平成24年12月28日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年３月８日まで
5　免責審尋期日　平成25年３月８日午前11時
熊本地方裁判所山鹿支部破産係

平成２４年（フ）第１５７２２号
千葉県館山市竜岡169―１　早川輝明方
債務者　岩波　憲介
1　決定年月日時　平成24年12月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年３月12日まで
5　免責審尋期日　平成25年３月12日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第１５７６８号
東京都中野区上鷺宮４丁目18―17―403
債務者　佐藤　幸代（旧姓黒川）
1　決定年月日時　平成24年12月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年３月12日まで
5　免責審尋期日　平成25年３月12日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第５６９号
静岡県袋井市春岡973番地　ヒルズガーデンＡ―103号室
債務者　村上　貴映
1　決定年月日時　平成24年12月28日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年３月15日まで
5　免責審尋期日　平成25年３月15日午前10時30分
静岡地方裁判所浜松支部破産係

平成２４年（フ）第５７３号
静岡県浜松市東区原島町431番地の２　コーポかつら102号
債務者　川平　奈緒（旧姓杉元）
1　決定年月日時　平成24年12月28日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年３月15日まで
5　免責審尋期日　平成25年３月15日午前10時30分
静岡地方裁判所浜松支部破産係

平成２４年（フ）第５９８号
静岡県浜松市中区高丘北１丁目10番29号　ＩＮＥＳ高丘北101号
債務者　新谷　　明
1　決定年月日時　平成24年12月28日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年３月15日まで
5　免責審尋期日　平成25年３月15日午前10時30分
静岡地方裁判所浜松支部破産係

平成２４年（フ）第６０６号
静岡県浜松市中区高丘西１丁目11番46号、前住所静岡県浜松市中区高丘東２丁目20番７―710号　ツインタワーズ浜松
債務者　松本　宇市
1　決定年月日時　平成24年12月28日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年３月15日まで
5　免責審尋期日　平成25年３月15日午前10時30分
静岡地方裁判所浜松支部破産係

平成２４年（フ）第６０７号
静岡県浜松市中区高丘西１丁目11番46号、前住所静岡県浜松市中区高丘東２丁目20番７―710号　ツインタワーズ浜松
債務者　松本　定子
1　決定年月日時　平成24年12月28日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年３月15日まで
5　免責審尋期日　平成25年３月15日午前10時30分
静岡地方裁判所浜松支部破産係

平成２４年（フ）第６０９号
静岡県浜松市中区佐鳴台５丁目15番34―301号　メゾン・ド・サンディーク
債務者　山口　惠子
1　決定年月日時　平成24年12月28日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年３月15日まで
5　免責審尋期日　平成25年３月15日午前10時30分
静岡地方裁判所浜松支部破産係

平成２４年（フ）第６７号
島根県江津市都野津町2277番地135　フィオーレカーサⅢ102
債務者　唐木つや子
1　決定年月日時　平成24年12月28日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年３月15日まで
5　免責審尋期日　平成25年３月18日午後１時30分
松江地方裁判所浜田支部

免責許可決定

平成２４年（フ）第６２号
栃木県宇都宮市宝木本町1287番地６　ＳＩコーポＡ102号、前住所栃木県宇都宮市若草４丁目18番23号　サライハイツ若草102
破産者　磯野　　忠
1　決定年月日　平成24年12月21日
2　主文　破産者について免責を許可する。
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２４年（フ）第２３０号
栃木県鹿沼市府所町203番地７、開始決定時の住所栃木県鹿沼市緑町３丁目５番20号
破産者　島田　孝夫
1　決定年月日　平成24年12月21日
2　主文　破産者について免責を許可する。
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２４年（フ）第２６８号
栃木県小山市大字犬塚848番地１　ＧＳアコード小山207号、開始決定時の住所栃木県小山市中久喜３丁目３番23号
破産者　大嶋　由信
1　決定年月日　平成24年12月21日
2　主文　破産者について免責を許可する。
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２４年（フ）第３０４号
栃木県鹿沼市上殿町891番地４
破産者　佐藤　時子
1　決定年月日　平成24年12月21日
2　主文　破産者について免責を許可する。
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２４年（フ）第３３４号
栃木県さくら市馬場320番地24　サンハイツ黒子101、前住所栃木県塩谷郡高根沢町大字宝積寺2397番地18　Ｔ・Ｓハイツ Ｂ棟101
破産者　飯田　享以
1　決定年月日　平成24年12月21日
2　主文　破産者について免責を許可する。
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係